

香川県歯科技工士会会長 殿

香川県知事 浜田 恵造



「感染警戒期」の対策について（依頼）

本県では、今月に入り、10日から15日までの6日間で4名の新規感染者が発生したことから、「感染警戒期」の一步手前、いわば「準感染警戒期」にあると考え、15日に、県民の皆様に、油断せず警戒をしていただくことをお願いしておりましたが、翌16日にも10名の新規感染者の発生があり、10日からの一週間の感染者数が計14名となりました。

4月21日以降、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生しない中、首都圏での感染の拡大には注意しながらも、「感染予防対策期」として、社会経済活動も段階的に再開してきたところですが、この度の感染拡大を受けて、警戒レベルを引き上げ、7月18日から7月31日までの二週間、「感染警戒期」に位置づけることとし、7月17日に「知事から県民の皆様への重ねてのお願い」（別紙1）を発表したところです。

貴職におかれましては、こうした状況を御理解いただき、「感染警戒期」の対策（別紙2）について、貴社（団体）の職員の皆様及び関係先への周知及び感染防止対策の徹底につきまして、御協力をお願い申し上げます。

知事から県民の皆様への重ねてのお願い
～7月18日から7月31日まで感染警戒期～

本県では、今月に入り、10日から15日までの6日間で4名の新規感染者が発生したことから、「感染警戒期」の一步手前、いわば「準感染警戒期」にあると考え、15日に、県民の皆様には、油断せず警戒をしていただくことをお願いしておりましたが、翌16日にも10名の新規感染者の発生があり、10日からの一週間の感染者数が計14名となりました。

このうち半数はクラスターによるものですが、もう半数は感染経路不明のものであるほか、これまで感染者が確認されていなかった西讃地区、小豆地区にお住まいの方の感染者が確認されるなど、まさに、感染拡大が首都圏だけの問題でなく、本県においても次の段階に移ったと考えざるをえない状況となりました。

4月21日以降、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生しない中、首都圏での感染の拡大には注意しながらも、「感染予防対策期」として、社会経済活動も段階的に再開してきたところですが、この度の感染拡大を受けて、警戒レベルを引き上げ、7月18日から7月31日までの二週間、「感染警戒期」に位置づけることとします。

今回の「感染警戒期」においては、医療提供体制や検査体制の状況を踏まえ、社会経済活動への影響が最小となるよう、これまでの「感染予防対策期」における対応の徹底を基本とした別紙2の対策をとることとし、県民の皆様、事業者の皆様に対して、特措法第24条第9項に基づく要請をいたします。

新型コロナウイルスとの闘いは長丁場で取り組まなければならない、県民の皆様、事業者の皆様には、「人と人との距離の確保」や「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」など、感染症に強い新しい生活様式を今後も引き続き実践し続けていただく必要がありますが、今回の新たな感染拡大局面を乗り越えた後、経済・雇用の維持・回復を強力に推進するためには、この二週間が、感染症に強い新しい生活様式に本当の意味で変革していく正念場とも言えます。

県としても、引き続き、感染事例に関する疫学的調査を積極的に進めるほか、国の「新しい流行シナリオ」を踏まえた医療提供体制、検査体制の整備を推進するとともに、これ以上、経済・雇用への影響が大きくなるように、また、回復に向けた支援策を推進してまいります。

県民の皆様には重ねてのお願いになりますが、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、お一人お一人が油断することなく、十分な警戒の下に行動していただくようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の患者さんやその御家族、そして、治療にあたっておられる医療従事者やその御家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではありませんので、人権に配慮した判断や行動を心がけていただきますようお願いいたします。

令和2年7月17日

香川県知事 浜田 恵 造

感染警戒期における対策について

令和2年7月17日

○対策期間：7月18日（土）～7月31日（金）

1. 県民への協力要請等（法第24条第9項）

(1) 外出について

○不要不急の県外への移動については慎重に検討するよう協力要請。県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力要請

○発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力要請

○業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力要請

別添1：業種別ガイドライン

○厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請。また、新たに行動履歴を確認できる仕組みを検討

※ただし、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出の自粛に関して速やかに必要な協力要請等を行う。

(2) 新しい生活様式の徹底について

○「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力要請

別添2：「人の接触を8割減らす10のポイント」

（令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

別添3：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」（省略）

（令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

○会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底するよう協力要請

2. 事業者への協力要請等（法第24条第9項）

○業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力要請

別添1（再掲）：業種別ガイドライン

別添4：今後における適切な感染防止対策

○感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力要請

別添5：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」

○在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に取り組むことを協力要請。特に、この期間は集中的に協力要請

○出勤した場合には、座席間隔の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すことを協力要請

○時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力要請

○事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力要請

3. 催物（イベント等）の開催（法第24条第9項）

- 催物（イベント等）の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策が講じられることを協力要請
- 協力要請に応じていただくことを前提にして、国の基本的対処方針等を踏まえ、催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針に沿った参加人数等での開催を可能とする。

別添6：催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

別添7：催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について

4. 県有施設等における対応

- 適切な感染防止対策を講じた上で、開館

5. 観光振興

- 観光振興の観点からの人の移動については、まずは、県内観光の振興から取り組むこととし、その状況を踏まえつつ、県外からの人の呼び込みを実施する。


6. 県の対応


- 感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。
- PCR検査の充実強化を図る。
- 県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。

人との接触を8割減らす、10のポイント

緊急事態宣言中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。
新型コロナウイルス感染症から、あなたと身近な人の命を守るよう、日常生活を見直してみよう。

1 ビデオ通話で
オンライン帰省 

2 スーパーは1人
または少人数で
すいている時間に
いこう 

3 ジョギングは
少人数で
公園はすいた時間、
場所を選ぶ 

4 待てる買い物は
通販で 

5 飲み会は
オンラインで 

6 診療は遠隔診療
定期受診は間隔を調整 

7 筋トレやヨガは
自宅で動画を活用 

8 飲食は
持ち帰り、
宅配も 

9 仕事は在宅勤務
通勤は医療・インフラ・
物流など社会機能維持
のために 

10 会話は
マスクをつけて 

**3つの密を
避けよう**
1. 換気の悪い密閉空間
2. 多数が集まる密集場所
3. 間近で会話や発声をする密接場面

手洗い・
咳エチケット・
換気や、健康管理
も、同様に重要です。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人ととの間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 洗いは30秒程度かけて水と石鹸で丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 3密の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝、体温測定、健康チェック。発熱または風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違う時は距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打ち合わせは換気とマスク

今後における適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への 入場防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止 ・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接)の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗・施設等利用者の入場制限や一方通行の誘導など行列を作らないための工夫や行列位置の指定を行うなどして列間隔の確保(約2m間隔の確保)、施設内の十分な間隔の確保 ・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける) ・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用) ・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
飛沫感染、接触感染の 防止	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者の入店時等におけるマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にする ・複数の人の手が触れる扉や共用部など、店舗・事務所内の定期的な消毒 ・手や口が触れるようなもの(コップ、箸など)は適切に洗浄・消毒 ・会話時には距離を確保し、対面時にはパーティションを設置するなどして感染を防止

